

《サザンプラザ・コミュニティルーム利用規程》

サザンプラザ・コミュニティルームは、予約を^{もと}基に誰でもが利用できる空間です。
地域のコミュニケーションの場所として、グループ・サークルなどをご利用下さい。

1. コミュニティルームの施設

サザンプラザ・コミュニティルームとは、次の施設をいいます。

- (1) 集会室 1
- (2) 集会室 2
- (3) 多目的ホール
- (4) 工芸・工作室
- (5) 和室
- (6) 調理室
- (7) ギャラリー

2. 利用時間と利用者の制限

(1) 利用時間

午前9時から午後9時まで

(2) 利用者の制限

次に該当する利用者は、利用をお断りするか又は利用の制限をいたします。

- ① 営利目的、政治活動及び宗教活動を目的とする場合
- ② 危険行為等、管理上支障を来すと判断した場合
- ③ 未成年のみの使用

3. コミュニティルーム施設使用料

コミュニティルーム使用者は、使用許可書交付時に次の使用料を納付してください。

(1) コミュニティ施設

集会室 1	270円
集会室 2	230円
多目的ホール	730円
工芸・工作室	220円
和室	230円
調理室	200円

※使用料：1時間当たり

(2) その他

*ギャラリー …… 使用料無料

4. 使用申込手続き及び方法

(1) 予約の受付

使用希望日の2ヶ月前から当日まで、窓口にて先着順で受付けます。電話では部屋の空き状況のみお知らせします。申込日が休館日に当たる場合は前日とします。

(2) 予約の受付時間

午前9時から午後8時30分まで。但し、利用者団体は使用希望日の2ヶ月前の一日前、午前10時から予約受付をします。

(3) 予約の決定

使用申請書を窓口担当者が受付け、確認後、許可書をお渡しします。

*一般の申込の方は、申請時に施設使用料をお支払ください。

(4) 使用料の返還

予約をキャンセルする場合

申し出が、申請当日は全額返金。

申し出が、申請日の翌日から使用1週間前（同曜日）は半額返金。

申し出が、使用日の1週間をきった場合、返金はいたしません。

*悪天候や地震による自然災害時等、または当館の都合により使用出来なくなった場合は、全額返金いたします。

5. 使用回数及び使用時間の制限

公平に利用機会が得られるように、同一使用者の一定期間内使用回数及び使用時間に制限が設けられています。

(1) 使用時間・回数の制限

・1か月に使用できる回数は4回、または合計12時間までとします。

・1部屋の使用時間は最長6時間です。

・同時間帯に使用できるのは、2部屋までです。

但し、1週間前（同曜日）に空きがある場合、制限を解除します。

減免団体については、1か月の使用回数を超える場合も無料にて使用できます。但し、1回の使用時間は3時間までとします。

(2) 制限の除外

・運営協議会の主催事業、支援事業の場合

・国・地方公共団体及び公共的団体が使用する場合

6. 優先予約

次の使用について、使用者の申請に基づき運営協議会が認めた場合は、6ヶ月前から優先予約を行うことができます。

(1) 運営協議会の主催行事及び支援行事

(2) 国・地方公共団体及び公共的団体の利用

(3) 町内会・自治会の総会行事

(4) その他、運営協議会が認めた場合

但し、総会以外の町内会・自治会等の予約は、3ヶ月前からとします。

7. コミュニティルーム使用の権利を譲渡及び転貸することは、堅くお断りします。

8. 利用のルール

- (1) 利用時間内に、準備・後片付けをお願いします。
- (2) 利用後は、原状回復が原則です。必ず時間内に行ってください。
- (3) 利用する備品などは、予約時に申請して下さい。利用当日では対応しかねることもあります。
- (4) ピアノの使用に当たって、事前に調律を希望する場合は、運営協議会に相談の上、自己負担にて行ってください。
- (5) 施設及び備品などを汚したり破損した場合は、速やかに事務局に届けでてください。
- (6) 飲食、飲酒は、所定の場所で、周りの利用者に迷惑のかからないように、十分に注意してください。
- (7) 出前を取るときは、事務局にも連絡してください。空き容器などは、利用者が必ず、搬出してください。
- (8) 予約において、偽名など不正行為が発覚した場合は、ご利用をご遠慮戴くことがあります。
- (9) 使用申請書に記載されている内容と、違った利用をされた場合は、ご利用をご遠慮戴くことがあります。
- (10) 使用予定日の1週間をきって予約をキャンセルされた場合は、使用したものと見なします。

9. 上記の規程が遵守されない場合は、事務局としては、当事者によく注意するとともに役員会に報告することとします。

役員会は、上記報告を受けて審理し、以下の措置を検討します。

*一般の利用者については、向こう1ヵ年利用禁止。

*登録されている団体については、登録の抹消、向こう1ヵ年利用禁止。

再登録は、満1年経過後に申請を受付けます。

「サザンプラザ・コミュニティルーム利用規程」は、「サザンプラザ利用細則」を基に定められており、サザンプラザ運営協議会会則第50条により改廃する場合があります。

改廃については役員会の決議によって行われます。

制定：平成 9年 5月10日	施行：平成 9年 5月14日
改訂：平成10年 7月18日	施行：平成10年10月 1日
改訂：平成11年10月 1日	施行：平成11年11月 1日
改定：平成13年11月10日	施行：平成14年 4月 1日
改定：平成15年 1月11日	施行：平成15年 4月 1日
改定：平成16年 4月 1日	施行：平成16年 4月 1日
改訂：平成16年 4月25日	施行：平成16年 5月 1日
改定：平成16年10月 3日	施行：平成16年11月 1日
改定：平成18年 4月 1日	施行：平成18年 5月 1日
改定：平成19年 3月10日	施行：平成19年 3月11日
改定：平成24年 2月12日	施行：平成24年 4月 1日
改定：平成25年 9月 8日	施行：平成25年10月 1日
改定：平成25年12月19日	施行：平成26年 4月 1日
改定：平成27年 9月26日	施行：平成27年 9月27日
改定：平成27年12月13日	施行：平成28年 1月31日